

Ⅶ そ の 他

1. 証明・閲覧等状況調

区分		年度		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
納税証明	有料	5,294 <small>件</small>	7,435 <small>件</small>	9,156 <small>件</small>
	免除	11,754	12,191	10,668
評価 公課証明 資産	有料	5,825	5,896	6,342
	免除	65	59	59
その他証明	有料	30,663	31,820	31,061
	免除	694	671	695
複写	有料	10,643	10,563	10,456
所在証明	有料	168	131	144
閲覧	有料	340	243	56
計	有料	52,933	56,088	57,215
	免除	12,513	12,921	11,422
手数料		13,617,060 <small>円</small>	14,663,840	15,023,180

2. 税務職員の待遇状況

下関市職員の特殊勤務手当に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項及び下関市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年条例第58号。以下「給与条例」という。）第18条の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関する事項を定めるものとする。

2 特殊勤務手当（以下「手当」という。）は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給するものとする。

（手当の種類、支給を受ける者の範囲及び手当の額）

第2条 手当の種類、支給を受ける者の範囲及び手当の額は、別表のとおりとする。

別表

手当の種類	手当の支給を受ける者の範囲	手当の額
税務事務 従事手当	市税の賦課及び徴収に関する事務に従事する職員	月額6,000円以内 で規則で定める額

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、下関市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年条例第60号。以下「特勤条例」という。）の規定に基づき、特殊勤務手当（以下「手当」という。）の支給について必要な事項を定めるものとする。

（税務事務従事手当）

第2条 税務事務従事手当の規則で定める額は、次のとおりとする。

- （1） 納税課に勤務し、日常的に市税の滞納処分事務及び督促徴収事務に従事する職員
月額6,000円
- （2） 納税課、市民税課、資産税課又は総合支所の市民生活課に勤務し、日常的に市税の徴収又は賦課に関する事務に従事する職員（前号の職員を除く。）
月額3,000円